NERC

子どもの権利条約ネットワーク

2010年度定期総会決定集

1. 議事要旨 2. 2009年度活動報告 3. 2009年度決算および監査報告

4. 2010年度活動方針 5. 2010年度予算 6. 2010年度役員

日時 2010年5月16日(日)10:00~10:30

場所 早稲田大学文学部(戸山キャンパス)第33-2号館第1会議室

議事要旨

文責:天野 隆(運営委員)

2010年5月16日(日)、早稲田大学にて、「子どもの権利条約ネットワーク2010年度定期総会」が行われました。

喜多明人代表が開会の挨拶として、政権交代後の国の変化に触れ、「子どもの権利条約の精神に基づき、国の姿勢が前向きな時だからこそ、『子ども参加』や『市民参加』等の取り組みで飛躍していきたい」と今後の活動の方向についてお話がありました。その後、好光紀運営委員が議長に立候補され、議事に入りました。

まず、赤池悦子事務局長より、2009年度の活動報告が行われました。「基礎講座が1回しか出来なくて努力不足であったこと」「アイスブレイクの日時設定や広報不足を反省」「フォーラムの行われた富山は条約に根付いた素晴らしい地域だと感じたこと」等の報告がありました。

続いて中村たづみ会計より、2009年度の決算報告が行われました。また、「監査が済んでいてサインをいただいている」旨、報告がありました。今回余剰金が30万を超える金額が出たことに対しての質問があり、「収入はほぼ予算通りなので、支出が絞られた結果」との答えがありました。その後、好光議長から戸田会計監査から中村会計宛の手紙が読み上げられた後、2009年度の活動報告と決算報告について一括で承認されました。

次に菅源太郎事務局次長より、2010年度活動方針案と予算案が提案されました。「昨年度の繰越金を活かし、ニュースレター創刊100号を記念して条約普及・啓発のための小冊子を発行すること」「子ども支援指定寄付が増えているので子ども支援の活動を充実していく」などの説明がありました。説明後、2010年度の活動方針案と予算案について一括で承認されました。

最後に、2010年度役員案について、喜多明人代表から提案がありました。事務局はスリム化し赤池 事務局長を菅事務局次長が支えていく体制になること。5名の運営委員の退任があったとの説明があ りました。役員案は提案どおり承認され、2010年度定期総会が閉会となりました。

2009年度活動報告

子どもの権利条約(以下、条約)の国連採択20年・日本批准15年の節目の年を迎え、子どもの権利条約ネットワーク(以下、NCRC)は1991年の設立以来すすめてきた、条約の実施と普及をつうじた子どもの権利実現、なかでも日本社会の大きな課題である子ども自身の意見表明・参加の促進と子どもとおとなのパートナーシップの確立をめざして活動を展開しました。

1. 子どもの意見表明・参加を支えました

(1)条約採択から20年間に意見表明・参加を実践した子ども自身の変化を検証するため、条約採択20周年記念5月イベント「子どもの権利条約 子どもの20年」を5月17日(日)に早稲田大学で行いました。条約に関係する活動や企画に携わった5名のパネラーにパネルディスカッションで条約から受

けた影響や成果などを話してもらった後、各パネラーが参加する6つの分科会に分かれて様々なテーマで話し合いました。イベントには学生など約100名が参加して、活発に意見交換しました。

(2)子ども対象に運営委員がファシリテーターを務める「出前ワークショップ」を港区(東京都)の区立児童館数ヶ所で、8月3日(月)20名、8月25日(火)24名、11月10日(火)14名、10年2月16日(火)13名の4回提供し、低年齢の子どもへの条約の普及に努めました。子ども・学生会員のイベント参加費を無料としましたが、子どもの権利条約フォーラムに参加する子ども会員の交通費補助は申請がありませんでした。

2. 学習・意見交換をすすめました

- (1)条約を基本に立ち返って学び深める「子どもの権利条約基礎講座」は、11月28日(土)に早稲田大学で行い、高校生から60代まで20名が参加しました。20周年事業に力が注がれ、3回の予定が1回になりました。条約の観点から子どもをめぐる様々な課題を取り上げるセミナーは構想にとどまった企画が多く、学習・意見交換の機会が不十分でした。
- (2)子どもと関わるおとなの対応のあり方などを深めるため、第2回とことん☆アイスブレイクを7月19日(日)に早稲田大学で5名の参加をえて実施しました。小規模でしたが、参加者からの紹介も交えて様々なアイスブレイクを体験した後、タイトル・ねらい・対象年齢・注意点・アレンジのアイディアなどをディスカッションしました。
- (3)「子どもの権利条約フォーラム2009inとやま」(11月14日(土)~15日(日)/富山県富山市)の開催を呼びかけました。条約の趣旨を活かすよう企画・運営に協力したほか、分科会「ワークショップ(ゲーム)で学ぶ子どものケンリ〜知って感じる権利条約/子どもと向き合うアイスブレイク〜」を担当しました。2日間でのべ約1,000名が参加しました。
- (4)条約や子どもの権利などの講師・ファシリテーターを4回派遣・紹介しました。

3. 国内外の情報ネットワークを充実しました

- (1) ニュースレターを年4回(6月、9月、12月、2010年3月)発行しました。通年で条約採択20周年の特集を組みました。充実した誌面づくりのため編集体制を強化しました。
- (2) ウェブサイトは適宜更新に努め、子どもの権利条約フォーラムの報告集や講師・ファシリテーター紹介などを充実しました。あわせてメールニュースは9回発行し、イベント案内・報告などをタイムリーかつコンパクトに発信しました。

4. NPO/NGO・自治体・国・国際機関との協力・連携をすすめました

- (1)条約や子どもの権利に関するNPO/NGOとの協力・連携を深めました。とくに子どもの権利条 約総合研究所主催の条約国連採択20周年記念イベント「子どもたちは表現する・おとなたちは考える」 (8月29日(土)~30日(日)/東京都渋谷区)に賛同団体として講演・展示などに協力しました。
- (2)「子どもの権利条例」制定や法律の改正など、自治体や国の子ども政策をフォローしました。とくに条約の第3選択議定書採択をめざす「国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度を作ろう!キャンペーン」にユニット構成団体として参加し、公開セミナーや国会での院内集会に出席しました。
- (3)国連子どもの権利委員会を継続的に傍聴・フォローし、第3回政府報告書に対する予備審査(10年2月3日(水)/ジュネーブ)に出席しました。

5. 機動的・効率的な事務運営をすすめました

- (1)運営委員がメーリングリストで情報を共有し、運営委員会(月1回)を中心とする体制を継続しました。一方で担い手の固定・減少にともない、役割分担が十分に機能していません。
- (2)事務所維持、ニュースレター編集、ウェブサイト・メールニュース編集に手当を払う責任担当制を継続し、その他の役割はひきつづき無償で分担しました。
- (3)会費だけでなく、助成金、子ども参加支援の使途指定寄付金、イベント参加費による資金確保に努め、収支が改善しました。学生会員・子ども会員が少ない一方で、子ども支援指定寄付が増加しています。助成申請は4回中1回の獲得でした。助成金に対する共通認識づくりが課題です。

2009年度決算および監査報告

I 収入

科目	予算額	決算額	達成率	備考
1. 会 費	920, 000	871, 000	94. 67%	
(1)一般会員	700, 000	675,000	96. 43%	@5,000×135□
(2)学生会員	60,000	30,000	50.00%	@3,000×10□
(3)子ども会員	10,000	6,000	60.00%	@1,000×6□
(4)特別維持会員	150,000	160,000	106.67%	@10, 000×16□
2. 寄付金	200, 000	222, 290	111. 15%	
(1)一般寄付	100,000	90, 300	90.30%	
(2)子ども支援指定寄付	50,000	87,000	174.00%	
(3)派遣講師寄付	50,000	44, 990	89. 98%	
3. 事業収入	400, 000	395, 000	98. 75%	
(1)イベント参加費	100,000	91, 400	91.40%	
(2)書籍販売	200, 000	203, 600	101.80%	ニュースレター販売含む
(3)助成金	100,000	100,000	100.00%	
4. 雑収入	10, 000	91	0. 91%	受取利息など
5. 前年度繰越金	127, 496	127, 496	100.00%	
総計	1, 657, 496	1, 615, 877	97. 49%	

Ⅱ 支出

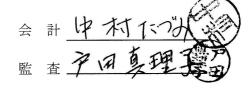
科目	予算額	決算額	達成率	備考
1. 子ども活動費	100, 000	70, 259	70. 26%	
(1)イベント関係費	50,000	58, 689	117.38%	
(2)子ども活動支援費	50,000	11, 570	23. 14%	使途指定寄付金充当
2. 学習・企画活動費	150, 000	100, 000	66. 67%	
(1)講座・セミナー関係費	50,000	0	0.00%	
(2)フォーラム2009賛同金	100, 000	100,000	100.00%	
3. 情報ネットワーク活動費	640, 000	597, 209	93. 31%	
(1)ニュースレター関係費	490, 000	471, 720	96. 27%	No.95~98
①編集費	40,000	40,000	100.00%	
②印刷費	378, 000	362, 250	95. 83%	
③発送費	72,000	69, 470	96. 49%	
(2) ウェブサイト・メール関係費	90,000	85, 489	94. 99%	
(3)国内活動費	30,000	10,000	33. 33%	
(4)国際活動費	30,000	30,000	100.00%	
4. 事務運営費	628, 000	522, 050	83. 13%	
(1)人件費	400,000	332,000	83.00%	
(2)交通費	60,000	58, 940	98. 23%	
(3)通信費	120,000	99, 736	_	
(4)消耗品・印刷費	48,000	31, 374	65. 36%	
5. 雑費	139, 496	1, 260	0. 90%	
6. 次年度繰越金	_	325, 099		
総計	1, 657, 496	1, 615, 877	97. 49%	

上記のように報告いたします。

2010年3月31日 事務局

収支に相違ないと認めます。

2010年4月30日



2010年度活動方針

子どもの権利条約ネットワーク(以下、NCRC)は1991年の設立以来すすめてきた、子どもの権利条約(以下、条約)の実施と普及をつうじた子どもの権利実現、なかでも日本社会の大きな課題である子ども自身の意見表明・参加の促進と子どもとおとなのパートナーシップの確立をめざして活動を展開します。

とくに条約の国際発効20年となる今年2010年は、改めて条約の普及・啓発を活動全般の基調とします。反発や誤解を解きながら、多くの人々に条約の内容と趣旨を伝えるよう努めます。さらに設立20周年の2011年にむけて記念事業を検討します。

1. 子どもの意見表明・参加を支えます

- (1)子ども自身が企画する5月イベント『知ろう・行動しよう』ー未来を築くための子どもの権利条約 を5月16日(日)に行います。子どもの意見表明・参加のあり方を深めます。
- (2)「出前ワークショップ」は学生など新たな担い手を迎えて充実し、低年齢の子どもへの条約の普及に努めます。子どもの意見表明・参加支援のあり方を意見交換・経験交流するとともに、子ども同士の交流をすすめます。子ども・学生会員のイベント参加費を無料とし、子どもの権利条約フォーラムに参加する子ども会員の交通費を補助するなど金銭面で支援します。

2. 学習・意見交換をすすめます

- (1)「子どもの権利条約基礎講座」など、基本に立ち返って条約を学び深める機会を設けます。あわせて条約の観点から子どもをめぐる様々な課題を取り上げるセミナーを適宜行います。その際に子育て世代が気軽に参加できるよう工夫します。
- (2)子どもと関わるおとなの対応のあり方などを深め、条約の観点に立ったファシリテーターの普及とスキルアップをはかる講座(入門・養成・実践・交流など)を行います。 9~10月に子どもと向き合う現場を有するおとなを対象として、子ども参加支援実践力を磨くファシリテーター養成講座:応用編(仮称)を行います。
- (3)「子どもの権利条約フォーラム2010inみやぎ(仮称)」(11月13日(土)~14日(日)/宮城県仙台市)の開催を呼びかけます。条約の実施・普及をめざす個人・団体の交流、自治体との協力・連携をすすめ、条約の趣旨を活かすよう企画・運営面で支援します。
- (4)条約や子どもの権利などの講師・ファシリテーターを派遣・紹介します。

3. 国内外の情報ネットワークを充実します

- (1)ニュースレターを年4回(6月、9月、12月、2011年3月)発行します。条約や子どもの権利をめぐる国内外の情報を広く収集し、タイムリーで分かりやすい誌面づくりに努めます。創刊100号を記念して条約普及・啓発のための小冊子発行を検討します。
- (2) ウェブサイトとメールニュース (月1回) をつうじて、イベント案内・報告などをタイムリーかつ コンパクトに発信します。

4. NPO/NGO・自治体・国・国際機関との協力・連携をすすめます

- (1)各種イベントに賛同・参加するなど、条約や子どもの権利に関するNPO/NGOとの協力・連携を深めます。
- (2)「子どもの権利条例」制定や法律の改正など、自治体や国の子ども政策とくに個人通報制度(第3選択議定書)や子ども・若者育成支援推進法をフォローします。
- (3)国連子どもの権利委員会とくに第3回政府報告書に対する本審査(5月27日(木)・28日(金)/ジュネーブ)などを傍聴・フォローします。

5. 機動的・効率的な事務運営をすすめます

- (1) ひきつづき運営委員会 (月 1 回)を中心にすべての運営委員が役割を分担します。メーリングリストを活用して運営委員は情報を共有します。
- (2) 事務所維持、ニュースレター編集、ウェブサイト・メールニュース編集に手当を払う責任担当制を継続し、その他の役割はひきつづき無償で分担します。
- (3)会費だけでなく、助成金、子ども参加支援の使途指定寄付金、イベント参加費による資金確保に努めます。

2010年度予算

I 収入

科目	前年度決算額	予算額	備考
1. 会 費	871, 000	920, 000	
(1)一般会員	675, 000	700, 000	@5, 000×140□
(2)学生会員	30,000	60,000	@ 3, 000 × 20 □
(3)子ども会員	6,000	10,000	@1, 000×10□
(4)特別維持会員	160, 000	150,000	@10, 000×15□
2. 寄付金	222, 290	250, 000	
(1)一般寄付	90, 300	100,000	
(2)子ども支援指定寄付	87,000	100,000	
(3)派遣講師寄付	44, 990	50,000	
3. 事業収入	395, 000	600, 000	
(1)イベント参加費	91, 400	200, 000	
(2)書籍販売	203, 600	300,000	ニュースレター販売を含む
(3)助成金	100, 000	100,000	
4. 雑収入	91	10, 000	
5. 前年度繰越金	127, 496	325, 099	
総計	1, 615, 877	2, 105, 099	

Ⅱ 支出

科目	前年度決算額	予算額	備考
1. 子ども活動費	70, 259	100, 000	
(1)イベント関係費	58, 689	50,000	使途指定寄付金充当
(2)子ども活動支援費	11, 570	50,000	使途指定寄付金充当
2. 学習・企画活動費	100, 000	200, 000	
(1)講座・セミナー関係費	0	100,000	
(2)フォーラム2010賛同金	100,000	100,000	
3. 情報ネットワーク活動費	597, 209	918, 000	
(1)ニュースレター関係費	471, 720	698, 000	
①編集費	40,000	40,000	@10,000×4号
②印刷費	362, 250	578,000	@94,500×4号+普及パンフ200,000
③発送費	69, 470	80,000	@80×200部×5号
(2) ウェブサイト・メール関係	85, 489	90,000	@5,000×12月+通信費30,000
費			
(3)国内活動費	10,000	100,000	
(4)国際活動費	30,000	30,000	
4. 事務運営費	522, 050	628, 000	
(1)人件費	332,000	400,000	@4,000×2日×50週
(2)交通費	58, 940	60,000	@5,000×12月
(3)通信費	99, 736	120,000	
(4)消耗品・印刷費	31, 374	48,000	@4,000×12月
5. 予備費	1, 260	259, 099	
6. 次年度繰越金	325, 099	_	
総計	1, 615, 877	2, 105, 099	

2010年度役員

50音順·敬称略

代 表 喜多 明人 副代表 荒牧 重人 事務局長 赤池 悦子 事務局次長 菅 源太郎

運営委員 安部 芳絵 天野 隆 内田 塔子 岸畑 直美 鈴木 正昭 高木 章成 麻子 竹内 雪絵 圓谷 中村たづみ(会計) 南雲 勇多 長谷部真琴 大介 林 平野 裕二

監査 黒岩 哲彦 戸田真理子

好光

<参考> 子どもの権利条約ネットワークの呼びかけ

糸己

子どもはおとなに育てられ、教えられ、導かれるだけの受け身の存在ではありません。自分なりの考えをもち、それを口に出し、また行動に移すことができる一個の人格であり、また子どもにはそうする権利があります。

子どもは社会から切り離された存在でもありません。むしろ、おとなが築いてきた社会の影響をまともに受けるのが子どもです。それなのに、いままで子どもは"子どもだから"という理由で社会に対する発言権を認められてきませんでした。

「子どもの権利条約」は12条に"意見表明権"をうたい、子どもにもさまざまなことがらについて自由に意見をいう権利があると定めました。その背景には、子どもたちが市民として積極的に社会に参加し、未来の担い手としてこの社会を変えていく力になってほしいとの願いがこめられています。

そうした観点から、「子どもの権利条約」は子どもを"権利行使の主体"としてとらえ、表現の自由や結社・集会の自由などさまざまな市民的権利も保障しています。

おとなは、子どもを指導や教育の対象としてのみとらえ、どうやればいまの社会にうまくあてはめることができるかということばかり考えていてはなりません。むしろ、この社会をともに担っていくパートナーとして子どもをとらえ、家庭・学校・地域・国などさまざまな場面で生じている問題の解決の道を探っていく必要があります。

それとともに、貧困・飢餓・環境破壊といった「静かなる緊急事態」あるいは戦争・紛争などに直面したこの地球を守っていくために、おとなと子どもがともに考え、行動していかなければなりません。自分たちの利益ばかりを考え、あとの問題はだれかにまかせておけばよいという姿勢を問い直さ

なければならないのです。

そのためには、子どもとおとながおなじ人間として言葉をかわし、理解を深めていかなければなりません。また、地球規模の問題を解決していくためには、国内外の子どもたちが、国籍・人種・性別といったさまざまな違いを超えて広く交流・連帯していく必要があります。

子どもの権利条約ネットワークの目的のひとつは、そうした交流の場としての役割を果たしていく ことであります。

また、「子どもの権利条約」を社会に活かしていくために、その趣旨や内容を広くつたえ、「権利条約」に関する資料・文献などの情報をいつでもだれでも利用できるようにしておかなければなりません。子どもの権利条約ネットワークは、「権利条約」に関する資料情報センターとしての役割を担っていきたいと思います。

このネットワークは、「子どもの権利条約」の実施と普及に関心をもつ一人ひとりの市民が、個人としての立場と考えにもとづいて支えていくものです。子どもをはじめとするみなさんの参加を呼びかけます。

1991年11月17日

子どもの権利条約ネットワーク

<参考> 規約

1991年11月17日制定

(1993年5月5日、1994年5月5日、1996年5月5日、1998年5月10日、 1999年3月20日、2000年5月21日、2002年5月6日改正)

第1条 (名称および事務所)

この組織は子どもの権利条約ネットワークと称し、事務所を東京に置きます。

第2条 (目的)

ネットワークは、「子どもの権利条約」の資料情報センター、意見交流の場として、「子どもの権利 条約」の実施と普及をめざします。

第3条 (会員)

- 1. ネットワークは、個人の会員によって構成します。
- 2. 会費納入をもって入会とし、会費未納または申し出をもって退会とします。

第4条 (組織)

- 1. 総会、運営委員会、事務局を置きます。
- 2. 代表1名、副代表1名、運営委員若干名(うち事務局長1名、事務局次長若干名、会計若干名)、 監査2名を起きます。
- 3. ネットワーク委員を置くことができます。
- 4. 顧問を置くことができます。

第5条 (財政)

- 1. 財政は、会費、寄付金等でまかなわれます。
- 2. 年会費は、一般会員5,000円、学生会員3,000円、子ども会員(18歳未満)1,000円、特別維持会員1万円とします。

第6条 (規約の改正)

この規約は、総会で改正することができます。

第7条 (細則)

ネットワークの組織運営の詳細については、運営委員会で、本規約に則った細則を設けます。

付則 (規約の施行)

この規約は、2002年5月6日より施行します。

<参考> 細則

1999年4月5日制定(2000年5月21日、2001年6月4日、2002年12月10日、2008年2月25日改正)

子どもの権利条約ネットワーク(以下、NCRCと略す)規約第7条にもとづき、運営委員会で細則を 定めます。

第1条(会員資格)

- 1. 入会は年度(4月から翌年3月まで)を単位とします。
- 2. 会費未納の会員には、その年度末までニュースレターを送付して請求をつづけ、それでも会費納入がない場合は退会とします。

第2条(組織)

- 1. 総会
- (1) 日時、場所、議案は5日前までに会員に通知します。
- (2)議事は会員から議長および書記を選出して進行します。
- (3)議決権はその年4月1日現在の会員がもちます。
- (4) 5分の1以上の会員が出席した場合は、すべての議案について修正を含めて決定できます。
- (5) 5分の1未満の会員が出席した場合は、すべての議案について可否を決定できます。ただし、議案の修正はできません。
- 2. 運営委員会

代表、副代表、運営委員(事務局長、事務局次長、会計を含む)で構成し、活動や運営の責任を担います。

3. 事務局

事務局長、事務局次長、会計で構成します。

第3条(役職)

- 1. 代表は、活動全般に責任を負い、運営委員会を主宰します。
- 2. 副代表は、代表を補佐し必要に応じて代行します。
- 3. 事務局長は、事務運営に責任を負います。
- 4. 事務局次長は、事務運営を担い、必要に応じて事務局長を補佐代行します。
- 5. 会計は、会計業務を担います。
- 6. 運営委員は、活動や運営の責任を分担するとともに、会員や社会の様々な意見を反映します。
- 7. 監査は、会計を監査します。
- 8. 顧問は、活動全般の相談を受け助言します。

第4条(選出方法)

- 1. 代表、副代表、事務局長、事務局次長は、前年度の代表、副代表、運営委員(事務局長、事務局 次長、会計を含む)の立候補にもとづき、運営委員会で案をまとめます。
- 2. 運営委員(事務局長、事務局次長を除く)は、会員の立候補および推薦と本人承諾にもとづき、 運営委員会で案をまとめます。
- 3. 監査および顧問は、代表の推薦と本人承諾にもとづき、運営委員会で案をまとめます。
- 4. 運営委員の立候補および推薦は、あらかじめ手続を会員に通知し、立候補および推薦があった場合は運営委員会の検討対象とします。

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child 〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL & FAX: 03-3724-5650 (月·木曜日12~17時)
URL: http://www.ncrc.jp/ E-Mail: info@ncrc.jp

郵便振替口座:00180-2-750150